

2024年春の交通安全運動推進要綱

令和6年3月吉日
建設廃棄物協同組合

第1 目的

本運動は、組合員に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

2024年4月6日（土）～15日（月）までの10日間

第3 運動重点

運動の重点は、「歩行者優先の思いやりと確認徹底の運転」である。

次代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守らなければならない。また、交通事故死者数全体の約半数を占め、重大交通事故も多く発生している高齢者など、いわゆる**交通弱者の交通事故**を防ぐためにも、「子どもと高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～」を、昨年同様に運動の基本としなければならない。

また、うっかりすると運転手側が交通事故加害者とされかねない自転車や電動キックボードといったもう一つの**交通弱者**との接触リスクから身を守るためにも並走しない（譲る）とする点も重要である。

横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶たないことから、黄色は止まれと考える、さらに、歩行者優先である横断歩道では、運転者は横断しようとする歩行者や自転車がいけないことが明らかな場合を除いて、横断歩道手前での減速義務や停止義務がある点（道交法第38条第1項）を踏まえ、横断歩道等に接近する場合には、横断歩道等の手前で停止することができる速度で進行しなければならない点を再認識しなければならない。

注意してもしすぎることはないのが横断歩道を右左折するときの“死角”である。特にロング車両・大型車両では死角ができやすいため、ミラーのみならず目視での確認も必要である。

最後に、組合員の交通事故においては昨年度に実施しました「交通事故に関するアンケートの集計結果について」を参考に注意喚起を行ってください。

第4 運動重点に関する主な推進項目

- 1 交通弱者（子供や高齢者ほか）の動きを見落とさない！
- 2 自転車やキックボードとは並走しない（譲る）！
- 3 黄色（信号）は止まれ！
- 4 横断歩道が見えたら減速し、歩行者優先に備える！

5 右左折時、死角に歩行者が入っていないかを確認！

第5 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、組合から配布済マグネットシートをトラックに貼り、期間中、A4 チラシは運転手に毎日読むよう指導し推進項目の徹底を図ってください。

第6 評価の実施

運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。